

一般社団法人島根県臨床検査技師会

役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 25 年 3 月 24 日 制定

平成 26 年 9 月 5 日 改訂

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）定款第 31 条に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 報酬等とは、報酬、賞与、その職務遂行する対価として受けるものであって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 三 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費及び日当をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第 2 章 報酬等

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬額については、理事会で審議し、総会で決議する。
- 3 報酬の支給方法については、年額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の額)

第 4 条 この法人の役員の報酬月額は次の通りとする。

- |               |         |
|---------------|---------|
| 一 会長、副会長      | 3,000 円 |
| 二 専務理事        | 2,000 円 |
| 三 常務理事        | 1,500 円 |
| 四 上記以外の理事及び監事 | 1,000 円 |

- 2 この報酬は年払いとする事が出来る。

第 3 章 費用

(旅費の種類と支給基準)

第 5 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（タクシー賃は除く）、宿泊料及

び日当とする。

- 2 旅費は、最も合理的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
- 3 旅費は、原則として勤務地を発着地として計算し、往復の実費とする。
- 4 鉄道を利用する場合、片道の距離が 100km を越える場合は、特急を利用することが出来る。
- 5 自家用自動車を使用する場合は、路程に応じ 1 km 当たり 20 円を支給する。
- 6 宿泊料は次の場合に支給し、1 泊につき 10,000 円とする。
  - (1) 目的とする場所へ開始時間のおおむね 30 分前までに到着するために、朝 7 時よりも早く出発しなければならない場合
  - (2) 職務終了後速やかに帰路についてとしても 21 時までには帰着できない場合
- 6 日当は、主たる勤務場所を離れ、当会の用務のため 6 時間以上従事しなければならない場合及び宿泊を伴う用務に従事する場合に支給することができる。

(旅費の請求)

第 6 条 旅費の請求は、所定の用紙を使用し経理部に提出する。 様式 8

- 2 関係団体・学会または所属勤務先から支給される場合は支給しない。

#### 第 4 章 補 則

(取り扱いの特例)

第 7 条 この規定により処理できない事項については、理事会で処理する。

(規程の変更)

第 8 条 この規程は、総会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。